

# VAT 還付請求に関し、 過年度の「みなし否認 (*Deemed Denial*)」案件 を救済する歳入規則の 公表

PwC フィリピン日系企業部

# VAT 還付請求に関し、過年度の「みなし否認 (Deemed Denial)」案件を救済する歳入規則の公表

今回は、フィリピンにおける従来の VAT 還付請求ルール (RMC No.54-2014) を変更する歳入規則 (RR No.1-2017) についてご紹介します。2017 年 1 月 18 日付けで RR No.1-2017 が公表され、従来ルールである RMC No.54-2014 で問題となっていた 2014 年 6 月 11 日より前に行われた VAT 還付請求における「みなし否認 (Deemed Denial)」案件について、フィリピン国税庁 (BIR) レベルでの審査が継続されるとあり、救済措置がとられているのが大きな特徴です。以下、過去の経緯も踏まえ、RR No.1-2017 のポイントと該当する企業に求められる対応についてご説明します。

## 【過去の経緯と RMC No.54-2014 の何が問題であったか】

フィリピンの税法ルールとして、VAT ゼロレート製品またはサービスの販売に関して生じた Input VAT は、関連する売上が発生した四半期末から起算して 2 年以内であれば還付申請を行うことができるとされています (内国歳入法第 112 条 (A))。例えば、フィリピン国内の経済特区で優遇措置を受けている企業 (e.g. PEZA 企業) に対する売上が大半を占める通常の内国法人の場合、売上からの Output VAT が生じない一方、仕入にかかる Input VAT (12%) は生じるため、当該 Input VAT は Output VAT と相殺ができず累積する形となります。また、この累積した Input VAT は税法に基づき本来は還付されるルールになっています。ところが、2014 年 6 月 11 日にキム・ヘナレス前 BIR 長官の下で出された RMC No.54-2014 により以下の内容が規定されることとなり、その後は BIR レベルで Input VAT の還付を受けるのが著しく困難な状況が続いていました。

## (RMC No.54-2014 の主な内容)

1. VAT 還付申請から 120 日以内に BIR 側から何ら回答がない場合、否認とみなす (みなし否認)。
2. RMC No.54-2014 以前は認められていた還付申請後の追加サポート資料の提出が一切認められなくなり、還付申請に必要な全ての書類を申請時に提出しなければならなくなった。また、提出書類に不備がある場合、還付請求は否認される。
3. 納税者は BIR による還付申請の否認後もしくは申請時から何ら BIR の反応がなく 120 日経過した後、30 日以内に税務裁判所 (CTA) に提訴することができる。
4. 継続中の全ての還付申請案件に「120 日 + 30 日ルール」が適用され、RMC No.54-2014 発行時点で CTA に提訴していない分の交渉が打ち切られる (RMC No.54-2014 の事実上の遡及適用)。

RMC No.54-2014 の適用により、納税者は VAT 還付申請をしたとしても BIR が 120 日間返答をしなければ自動的に否認されることになり、また特に上記4については、RR No.54-2014 の効力発生時点(2014 年 6 月 11 日)で CTA に提訴していない過去申請分が全て否認され、また救済措置も閉ざされるという極めて不合理な事態となっていました(みなし否認の遡及適用)。

### 【RR No.1-2017 の要旨】

RMC No.54-2014 については各経済団体等からの度重なる撤回要求にもかかわらず、ヘナレス前 BIR 長官の下では全く動きがありませんでしたが、今般、RR No.1-2017 が公表され、RMC No.54-2014 の規定の中でも特に実務的な影響が甚大であった「みなし否認の遡及適用」についてルール変更が行われています。

RR No.1-2017 の背景説明の箇所で、2015 年 12 月 8 日付けの最高裁判決(G.R. No. 207112)が引用されており、納税者は VAT 還付申請時に存在するルールで還付請求を行う権利を有し、従って、RMC No. 54-2014 が有効となった 2014 年 6 月 11 日より前に還付を申請した納税者に RMC No. 54-2014 を遡及的に適用することは納税者の権利を阻害するものであるため認められない、という見解が示されています。

### 【RR No.1-2017 の適用対象範囲と今後のプロセスについて】

今回の RR No.1-2017 では、RMC No. 54-2014 の有効日より前に申請したものの遡及的にみなし否認された還付申請案件が適用対象であり、該当する案件については今後 BIR における審査が再開され、また審査結果は BIR の担当官より、申請者に対して書面により伝達されることが明記されています。なお、還付申請をサポートする書類は、VAT 還付の申請期間である 2 年以内に全て BIR に提出する必要があるものの、RMC No.54-2014 では一切認められていなかった還付申請後に追加サポート書類を提出していた場合(申請時から基本的に 30 日以内)も、RMC No.49-2003 の規定を根拠に、BIR 側での考慮はなされるものと考えられます。

以上、RR No.1-2017 は RMC No.54-2014 に規定されるルール全てを変更するものではありませんが、「みなし否認の遡及適用」案件の救済という意味で大きなルール変更であり、今後、BIR による VAT 還付審査がスピーディーに行われることが期待されます。

### 【RR No.1-2017 の適用対象とならないケース】

なお、RMC No. 54-2014 の適用日である 2014 年 6 月 11 日より前に還付申請された以下のケースは、本規則の適用対象外となり、BIR による還付審査は継続されません。

1. 内国歳入法 122 条 (A) に規定されている 2 年間の法定申請期限を過ぎて還付申請が行われたケース
2. 書面にて還付が否認されたケース
3. 全額もしくは一部について還付が承認されたケース

4. CTAにおいて既に係争中のケース。但し、CTA への提訴を取り下げた証明がある場合はこの限りではない。

#### 【該当する企業に今後求められる対応】

RMC No.54-2014 の規定の遡及適用により「みなし否認」とされていた VAT 還付請求案件について、継続して BIR との還付に向けた交渉が可能になるため、該当する企業は、まずは当初申請を行った税務署に審査状況の確認を行う必要があると考えられます。また今後、BIR から還付申請を行った企業に対して還付可否等についての個別通知がなされることが想定されるため、当該通知を受けたのち、BIR による審査結果を受け入れる、或いは CTA に提訴するかを各企業で判断することになると思われま

なお、VAT 還付に係る近年の税務判例(G.R. No.168950、G.R. No.205543)を見ても、「120 日+30 日」ルールの適用は非常に厳格ですので、仮に CTA へ提訴する場合、提訴期限(30 日以内)の遵守は非常に重要となります。なお、本規則は 2017 年 2 月 4 日から適用されています

#### 【お問い合わせ】

PwC フィリピン日系企業部

◆東城 健太郎(シニア・マネージャー)

+63 (2) 459 2065 (直通)

[kentaro.tojo@ph.pwc.com](mailto:kentaro.tojo@ph.pwc.com)

◆野原 文音(シニアコンサルタント)

+63 (2) 459 3476 (直通)

[ayane.nohara@ph.pwc.com](mailto:ayane.nohara@ph.pwc.com)